

大津市議会後援名義の使用の承認及び大津市議會議長賞の交付に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大津市議会における後援名義の使用の承認及び大津市議會議長賞（以下「議長賞」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(承認及び交付基準)

第2条 後援名義の使用の承認及び議長賞の交付を受けることができる事業は、原則として次の各号のいずれにも該当する事業とする。

(1) 本市の施策の推進に寄与すると認められる事業で、本市の執行機関において後援名義の使用の承認又は賞の交付を決定しているもの。ただし、大津市議会が単独で後援名義の使用を承認すること及び議長賞を交付することが適当であると特に認められる事業は、この限りでない。

(2) 広く一般市民を対象とする事業

(3) 原則として本市で開催される事業。ただし、市民の幅広い参加を期待することができる事業、本市のイメージアップを目的とする事業その他の後援名義の使用を承認すること及び議長賞を交付することが適当であると特に認められる事業は、この限りでない。

(4) 参加費、入場料等が無料である事業又はその額及び目的が社会通念上適当であると認められる事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業については、後援名義の使用を承認せず、及び議長賞を交付しないものとする。

(1) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業

(2) 営利又は商業宣伝を目的とする事業。ただし、当該事業の内容が市の知名度の向上又は産業の振興に寄与するものであると認められるときは、この限りでない。

(3) 公序良俗に反する事業又はそのおそれがある事業

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員と関係を有する者が関与する事業

(5) その他後援名義の使用を承認すること及び議長賞を交付することが不適当と認められる事業

(申請手続)

第3条 後援名義の使用の承認及び議長賞の交付を受けようとする事業の主催者は、当該事業の開催日の原則として30日前までに、次に掲げる書類を添付して、大津市議会後援名義使用承認及び大津市議會議長賞交付申請書（様式第1号）を議長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体等の規約、会則その他それに類するもの
- (4) その他議長が必要と認める書類

2 議長は、申請内容の審査に支障のない範囲で、前項各号に掲げる書類の一部についてその添付の省略を認めることができる。

(決定通知)

第4条 議長は、前条第1項の規定による後援名義の使用の承認及び議長賞の交付の申請があつたときは、速やかにその承認及び交付の可否を決定し、その結果を大津市議会後援名義使用承認及び大津市議會議長賞交付決定通知書（様式第2号）又は大津市議会後援名義使用不承認及び大津市議會議長賞不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、前項の規定により承認及び交付の決定をする際に条件を付すことができる。

(中止等の届出)

第5条 前条第1項の規定による承認及び交付の決定を受けた者（以下「後援名義使用者等」という。）は、当該承認及び交付の決定を受けた事業（以下「後援事業等」という。）を中止したときは、速やかに事業中止届出書（様式第4号）を議長に提出しなければならない。

2 後援名義使用者等は、後援事業等の内容を変更したときは、速やかに事業変更届出書（様式第5号）を議長に提出しなければならない。

(報告)

第6条 後援名義使用者等は、後援事業等の終了後、速やかに、事業収支報告書その他必要な書類を添付して、事業実施報告書（様式第6号）を議長に提出しなければならない。

(取消し)

第7条 議長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、後援名義の使用の承認及び議長賞の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請又は届出その他不正の手段により後援名義の使用の承認及び議長賞の交付の決定を受けたとき。
- (2) 後援事業等が第2条に規定する承認及び交付基準を満たさなくなったとき。
- (3) 第5条第1項の規定による届出があったとき。
- (4) 後援名義使用者等がこの要領の規定又は第4条第2項の規定により付した条件に違反したとき。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、後援名義の使用の承認及び議長賞の交付の決定後における事情の変更により、後援名義の使用の承認及び議長賞の交付の決定を取り消す必要が生じたとき。
- 2 議長は、前項の規定により承認及び交付の決定を取り消したときは、大津市議会後援名義使用承認及び大津市議会議長賞交付決定取消通知書（様式第7号）により、当該後援名義使用者等に通知するものとする。
- 3 議長は、第1項の規定により承認及び交付の決定を取り消したことによって生じた損害について、その責めを負わないものとする。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。